

全軟野連発第 109 号

令和 5 年 4 月 18 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



連盟規程改訂に伴う個人会員（チーム構成員）の登録料納入対象の変更について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 5 年 2 月 28 日付け全軟野連発第 36 号にて、「競技者登録システムを利用した会員登録の変更について」をご通知致しましたが、令和 5 年度第 2 回理事会において、個人登録料の納入対象者を下記の通り、「監督・コーチ・選手」のみとすることが承認されました。都道府県支部ならびに末端支部におかれましては、既に会費徴収を行っていただいている中での取り扱い変更となり、ご迷惑をお掛け致しますが、ご確認いただきますようお願い致します。

記

1. 連盟規程の改訂内容について（抜粋）

第 3 章 チームおよび会員（登録）第 12 条 3 項

改訂前	改訂後
個人会員（チーム構成員）は、年度当初に連盟に登録料を納入しなければならない。	個人会員（チーム構成員）のうち、 <u>監督、コーチ、選手は、</u> 年度当初に連盟に登録料を納入しなければならない。

2. 個人会員（チーム構成員）の登録料徴収範囲の変更について

○個人会員のうち登録料納入が必要な者は、「監督、コーチ、選手」のみとなります。

*既に登録料の徴収対応を行っていただいている状況ですが、上記以外のチーム構成員の個人会費の返金をお願いします。

3. 競技者登録システムへのチーム構成員登録について

令和 6 年からのシステム利用を目的に、チームならびにチーム構成員の登録作業を令和 5 年度中に完了いただくことを目標としています。競技者登録システムには、チーム構成員としてトレーナー以外のベンチ入りメンバーの「代表者、監督、コーチ、選手、マネージャー、スコアラー」の登録をお願いします。

以上

事務担当者：吉岡・中嶋 Tel：03-3404-8831